

原子力災害対策指針の改正等について

令和 8 年 7 月

原子力規制庁 放射線防護企画課



屋内退避の運用に関する文書・資料の位置付け

原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームでの議論（令和6年4月～令和7年3月）



議論の内容を取りまとめ

原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書 （令和7年3月28日公表）

- ・ 検討チームの設置経緯や検討結果等をまとめたもの
- ・ 検討チーム名義 <https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100009904>

原子力災害時の屋内退避 の運用に関するQ & A （令和7年4月2日公表）

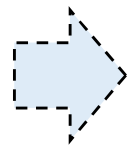
- ・ 原子力規制庁名義
<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100009904>

屋内退避に関する防護
措置としての**基本的な**
考え方を記載



原子力災害対策指針 （令和7年10月3日改正）

- ・ 原子力災害対策を円滑に実施するための基本的な考え方を示すもの
- ・ 原子力規制委員会名義（告示）
【パブリックコメント】
令和7年6月19日～7月18日
<https://www.nra.go.jp/data/000480105.pdf>



基本的な
考え方を
具体化

屋内退避に関する**運用**
に係る**考え方**を記載



防護措置としての屋内退避の 考え方及びその運用について （令和8年2月18日公表）

- ・ 屋内退避の具体的な考え方及びその運用を示すもの
- ・ 原子力規制庁名義
【パブリックコメント】
令和7年11月6日～12月5日
<https://www.nra.go.jp/data/000480672.pdf>



**問の追加・削除、
記載の充実**を実施

原子力災害対策指針に 関するQ & A （屋内退避編） （令和8年2月18日公表）

- ・ 原子力規制庁放射線防護企画課名義
<https://www.nra.go.jp/data/000480786.pdf>

(参考) 原子力災害対策指針



- 原子力災害対策指針は、原子力災害対策の円滑な実施を確保するために、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会が策定。
 - 原子力災害対策指針等の内容を踏まえ、地方公共団体が地域防災計画や避難計画を策定。
- 原子力災害事前対策として以下の事項の設定等に関して規定。
 - 緊急事態区分(警戒事態/施設敷地緊急事態/全面緊急事態)
 - 緊急時活動レベル(EAL) [原子力事業者が緊急事態区分を判断するための基準]
 - 運用上の介入レベル(OIL) [放射性物質放出後に講ずべき措置を判断する基準]
 - 原子力災害対策重点区域(PAZ/UPZ)
- 防護措置の基本的な考え方として以下を規定。
 - PAZに対しては、放射性物質の放出前にEALに基づき、避難等の予防的防護措置を実施。
 - UPZに対しては、屋内退避(あるいは施設の状態に応じた段階的な避難)、放射性物質放出後には、OILに基づき、避難や一時移転等の緊急・早期防護措置や、飲食物摂取制限等を実施。



○屋内退避中の一時的な外出（新規事項）

屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できることを明記。

○屋内退避の継続可否を判断するタイミングの目安（新規事項）

屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々行うことを明記。

○屋内退避の解除要件（新規事項）

新たなプルームが到来する可能性がなく、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除することを明記。

○屋内退避から避難への切替えの考え方（既存の記載事項の適正化）

物資の不足等により屋内退避中の生活の維持が困難と判断される場合等には、地方公共団体と連携して避難への切替えを判断することを明確化。



「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」の内容から追加されたもののうち主なものを以下に整理

①放射性物質の放出後における屋内退避中の一時外出等

放射性物質の放出後であっても、放出された放射性物質の量、原子力施設や緊急時モニタリング結果等の状況を踏まえて一時外出や活動が可能な場合は、国がその旨を判断することを追記。

②屋内退避中の一時外出等における防護装備

一時外出や屋外での活動の際の特別な防護装備や線量管理は不要である旨を追記。

③屋内退避中の情報提供

屋内退避中の住民等が先行きをできるだけ見通せるよう、国や地方公共団体が情報提供を行うに当たっては、正確かつきめ細かな情報伝達に配慮し、多様な伝達手段を活用して的確な情報提供に努めることを追記。



「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」の内容から追加されたもののうち主なものを以下に整理

④原子力災害時の国の役割

国は必要に応じ、又は地方公共団体からの要請等に基づき、物資の供給等に係る総合調整を行い、物資の輸送手段や供給を確保することとされていることを追記。

⑤発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避

発電用原子炉施設以外の原子力施設に係る屋内退避について、UPZの範囲の違いや想定される事故の様態を踏まえた考慮事項を追記。

⑥屋内退避の効果的な運用に係る課題への対応

屋内退避中において、国や地方公共団体は、少なくとも放出前の段階であれば、被ばくのおそれなくUPZでの活動が継続できることについて民間事業者の理解を促進すること、原子力施設の状態や放射性物質の放出の見込み等について適切に情報提供することが重要であることを追記。